

告 示

埼玉県告示第千四十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人埼玉乳がん臨床研究グループ
- 三 代表者の氏名
黒 住 昌 史
- 四 主たる事務所の所在地
（変更前）埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二百六十一番地一キャピタルビル三階新都心レディースクリニック
（変更後）埼玉県草加市新栄二丁目二十二番地二十三 二宮病院
- 五 定款に記載された目的
この法人は乳がんの診断、治療に関する多施設共同臨床研究をはじめ、乳がんの臨床に携わる医師や医療関係者の教育、また一般市民への啓発活動等の事業を行い、当該罹患者の医療の向上、福祉の増進を図るとともに社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。